

◎新潟県告示第986号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-BINACA）及びその塩類
- (2) 1-（ベンゾ[d][1, 3]ジオキソール-5-イル）-2-（ブチルアミノ）ブタン-1-オン（通称名：N-Butylbutylone、N-Butylnorbutylone）及びその塩類
- (3) 2-（エチルアミノ）-2-（3-フルオロフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名：FXE、Fluorexetine）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和5年9月10日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。